

議会事務局告示第一号

広島県議会事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十日

広島県議会議長 中 本 隆 志

広島県議会事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程

広島県議会事務局の組織に関する規程（昭和三十二年十一月十五日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	（課長代理、企画法制監、政務調査員、主幹、係長、主査及び主任）	（課長代理、企画法制監、課長補佐、政務調査員、主幹、係長、主査及び主任）
第二条	課に課長代理、主幹及び主査を、政策調査課に別に企画法制監及び政務調査員を、政策調査課に別に企画法制監及び政務調査員を、係に係長及び主任を置き、書記のうちから広島県議會議長（以下「議長という。」）が命ずる。	第二条 課に課長代理、課長補佐、主幹、主査及び事業調整員を、政策調査課に別に企画法制監及び政務調査員を、係に係長及び主任を置き、書記のうちから広島県議會議長（以下「議長という。」）が命ずる。
2・3	（略）	（略）
4 7		4 7
8 （略）		8 （略）
10		10

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。